

ご意見の内容及びご意見に対する考え方（秋田県由利本荘市沖（北側・南側））

番号	該当箇所		ご意見の内容	ご意見に対する考え方
728	公募占用指針	第 1 章(1)	『本促進区域（北側・南側）の両区域で最も長期的、安定的、効率的な事業が実施できる事業者の組み合わせを選定する。』とあるが、北側と南側で異なる事業者が選定されるためには、北と南の選定事業者間による相互連携を前提とした事業計画の策定（例えば、拠点港湾の効率的な相互利用計画の策定、他の促進区域への海底送電線の設置等など）が必要になると考えられる。したがって、公募占用計画は、北側と南側の選定事業者間による相互連携が円滑に機能することを前提条件として良いか。そうでなければ両区域の一括提案者が選定される可能性が極めて大きく、分割して公募する意味がないのではないか。	本促進区域では両区域で最も長期的、安定的、効率的な事業が実施出来る事業者の組み合わせを選定することとしています。 その際、公募の公平性の観点から、片側区域のみの提案については、他方の区域の提案内容による影響を受けない形で計画を策定いただいて構いません。
729	公募占用指針	第 2 章(1)	「公募参加者が一般送配電事業者との調整を行うことを前提に、上限を設定せず、下限は確保されている系統の容量から 20%を減じた値（本促進区域北側は 29.84kW、同南側は 28.56kW）とする。」との規定があるが、「本促進区域北側は 29.84 万 kW、同南側は 28.56 万 kW」の意味であれば文面を修正頂きたい。	ご意見を踏まえ本文を修正しました。
730	公募占用指針	第 2 章(1)	発電設備の出力の下限が、北側は「29.84kW」、南側は「28.56kW」とあるが、それぞれ「29.84 万 kW」「28.56 万 kW」の間違いと思われる。	同上
731	公募占用指針	第 2 章(1)	「北側」は最大受電電力 37.3 万 kW、「南側」は同 35.7 万 kW の範囲で事業を実施することとありますが、「北側・南側」一括提案の場合でも各エリアの最大受電電力の制約は適用されるのでしょうか。 （例：「北側」＋「南側」の合計 73 万 kW の範囲内において、北側風車で 40 万 kW、南側風車で 33 万 kW の最大受電電力とすることが可能か） また、この制約が適用される場合の対応として、例えば「北側」の風車の一部を「南側」の系統に接続するなど、各エリアの最大受電電力の範囲内として、事業を実施することは可能でしょうか。	一括提案の場合の出力の量の下限は両区域合計の最大受電電力から 20%を減じた値（58.4 万 kW）となります。その旨が分かるように記載を修正いたします。
732	公募占用指針	第 2 章(1)	「北側・南側」一括提案の場合、揚陸地点の位置に制約はないでしょうか。 （例：北側、南側に風車を設置するが、ケーブルは南側で一括揚陸する）	南北一括提案の場合は南北促進区域を一体のものとみなして計画することが可能です。
733	公募占用指針	第 2 章(3)	「北側・南側」一括提案の場合、運転開始予定日は北側、南側それぞれ別の日に設定することができるのでしょうか。	「北側・南側」一括提案の場合、運転開始予定日は北側、南側それぞれ別の日に設定することは可能です。

734	公募占用指針	第2章(3)	五島市沖公募占用指針(案)の意見募集結果では、「FIT法における事業計画認定及び特定契約は、事業計画で予定した出力で運転されることをもって、決められた調達価格で20年間の売電を認めるものであり、運転開始をした一部分だけで固定価格での売電を認めるものではないため、運転開始期限も工区毎に設定することは想定していません。」との考えが示されている。 五島市沖は出力の量の基準が2.1万kWであったが、今回対象となる促進区域は五島市沖の10倍以上の出力の量の基準が示されているところ、今回の場合でも上記の考え方は変わらないのか否か、ご見解を伺いたい。	同上
735	公募占用指針	第2章(3)	本公募で活用する系統容量が複数の系統に係る契約に依拠している場合、①系統に係る契約毎に「事業の実施時期(運転開始予定日)」を記載できること、②「系統毎に流す最大出力の合計」が事業要件である発電設備の出力の量の基準を満たせばよいことを明記していただきたい。	同上
736	公募占用指針	第2章(5)	廃坑井の情報は一括して情報を提供してほしい。	鉱業登録令第10条に基づき、所定の手続き、手数料を納付することで鉱業原簿の謄本の閲覧請求をすることができます。
737	公募占用指針	第2章(5)	「事前に経済産業省東北経済産業局資源エネルギー環境部資源・燃料課に対して鉱業原簿又は閉鎖鉱業原簿等の情報を閲覧請求することで鉱業権者の情報入手した上で当該鉱業権者に廃坑井の情報を問い合わせる等により、これを損傷等することで海洋環境に影響を及ぼすことのないよう留意すること。」に関し、①国があらかじめ対象海域について廃坑井の情報を把握し、損傷等を通じ海洋環境に影響を及ぼすリスクがある場合には留意事項として事業者へ情報提供することはできないのでしょうか?②上記①が難しい場合には、せめて、鉱業権者の情報については国が行った調査結果に係る情報提供手続きの対象とし、事業者側が都度、東北経済産業局に問い合わせる手間を低減することはできないのでしょうか?また、鉱山権者との協議・交渉等廃坑井の対応に国交省・経産省・自治体からのご協力は頂けないでしょうか?	同上
738	公募占用指針	第2章(5)	1)「3.留意事項」において、「基金への出捐等の規模(総額)については、20年間の売電収入と見込まれる額の0.5%を目安とする。」とあるが、公募占用指針においては協議会意見を尊重しつつも、0.5%を「目安」ではなく「上限」とする旨明記いただきたい。 2) 売電収入とは、原価や販管費等を考慮する前の売上高という理解で良いか。 3) 基金への出捐した額の会計処理は、全額損金算入されるという理解で良いか。 4) 「3.留意事項」において、「基金への出捐等の規模(総額)については、20年間の売電収入と見込まれる額の0.5%を目安とする。」とあるが、公募占用指針においては協議会意見を尊重しつつ、「運転開始日から20年の期間、毎年の売電収入のうち0.5%を基金へ拠出する」旨を明記いただきたい。	1)については、協議会意見とりまとめの通りです。 2)について、協議会意見取りまとめにおいては「売電単価×20年間」と理解されていると考えられます。 3)については、貴社において適切な会計処理の方法をお願いいたします。 4)については、協議会意見の通りとします。

739	公募占用指針	第3章(1)	<p>該当箇所において「海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し、当該促進区域内海域と一体的に利用することが可能な港湾」は秋田港である旨、埠頭利用可能面積は約8haである旨記載があるが、同市沖の発電事業の実施に際しては当該区画のみでは不十分であり、後背地を含め隣接区域のさらなる確保が必要だと考えているところ、この点についての見解を伺いたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 仮に事業者側において後背地等の隣接区域について自ら確保することを求める場合、「当該港湾が活用可能であることを証する資料（施設管理者の同意書及び公募参加者が地耐力等の構造上の利用可能性を検討した書類）」の添付の必要性を含め、港湾施設（岸壁・埠頭用地等）を利用する場合の手続きにつき、明示いただきたい。 O&M その他の用途で基地港湾以外の港湾を活用する場合、「当該港湾が活用可能であることを証する資料（施設管理者の同意書及び公募参加者が地耐力等の構造上の利用可能性を検討した書類）」の添付の必要性を含め、港湾施設（岸壁・埠頭用地等）を利用する場合の手続きにつき、明示いただきたい。 	各事業者の計画内容に応じて、必要となる場合は、隣接する背後地等を確保いただくものと理解しております。その場合、公募占用指針に記載の港湾・埠頭以外の施設を利用する場合には当該施設が利用可能であることを証する資料を添付する必要があります。具体的な手続きについては、港湾管理者にお問い合わせください。
740	公募占用指針	第3章(1)	埠頭利用可能面積は8haと記載がありますが、これは本件の案件規模や過去案件での利用面積を勘案すると非常に狭く、効率な工事のためにはより広い面積が必要と認識しております。今後の公募プロセスの中で、国が8ha以上の面積を本事業のために確保する予定はありますでしょうか。あるいは、8haを超える面積を利用する場合には、各事業者が公募占用計画の準備の段階で東北地方整備局や港湾管理者と個別に調整する必要がありますでしょうか。後者の場合、具体的にどのような手続き等によって確保することができるかお示し頂けますでしょうか。	同上
741	公募占用指針	第3章(1)	大型風車に対応した船舶の長さを踏まえると、岸壁の延長（230m以上）及び係留柱設置（200t×6か所）が必要です。また、岸壁の延長が難しい場合には、係留柱でなくブイ係留（海上設置）とする必要があります。岸壁の延長計画（230m以上）はあるのでしょうか。また、係留柱（ブイ係留含む）について整備いただくことは可能でしょうか。難しい場合には事業者にて整備することになるのでしょうか。	公募占用指針に記載の港湾・埠頭以外の施設を利用する場合には当該施設が利用可能であることを証する資料を添付する必要があります。具体的な手続きについては、港湾管理者にお問い合わせください。
742	公募占用指針	第3章(1)	秋田港以外の港湾を活用する場合、公募占用計画の提出時に、当該港湾が活用可能であることを証する資料（施設管理者の同意書及び公募参加者が地耐力等の構造上の利用可能性を検討した書類）を添付することを要求しているが、落札前であることから「同意書」取得は困難であるため、関心表明書も認めることとして頂きたい。また、その様式を具体的に提示して頂きたい。	ご意見をふまえ修正させていただきます。なお、施設管理者の事情により、同一様式とした場合、発行できない可能性も考えられますので、書類に記載すべき内容について明記しました。
743	公募占用指針	第3章(1)	飯島地区護岸前面でのSEP船レグ貫入時の護岸は変位が生じないように国側で対応策を実施して頂けるという理解で良いか？	国で一定の対応策を実施しますが、事業者の使用に起因して岸壁に変位が生じた場合は事業者の責となりますので、必要な措置を講じていただきます。

744	公募占用指針	第3章(1)	輸送船や据付船の検討において秋田港の諸元が必要となる場合、13ページや別添3では岸壁水深11m、岸壁延長190m、別添3の図面ではそれぞれ12m、230mとなっていますが、前者が正しいとの理解でよろしいでしょうか。また、港湾の整備スケジュールについてご教示願います。	別添3の図面は港湾計画図であるため、秋田港の諸元は13ページを確認ください。 基地港湾の整備予定については、個別に港湾を管轄する地方整備局港湾空港部にお問い合わせください。
745	公募占用指針	第5章	選定された事業者が北側、南側で異なる場合、夫々想定して居る港湾の利用計画が異なり調整が必要となると理解するがこの調整を行う上で、工程が履行出来ない場合、商業運転開始期間/FITの延長は認められるとの理解で良いか。	他の促進区域の選定事業者等との間で、促進区域と一体的に利用される港湾の使用時期に重複があり、経産省と国交省が調整せざるを得ないと判断し、運転開始予定日を遅らせた場合に限り、運転開始期限日の延長を認めることとしております。
746	公募占用指針	第5章(2)	「本公募は「北側」「南側」「両区域一括」の提案を同時に公募しているため、提出する「公募占用計画」がどの区域の提案であるかを明示して提出すること」との記載があるが、公募に参加する一主体が「北側」「南側」「両区域一括」の3提案を同時に提出することが可能であるという理解でよいか明確化頂きたい。	1つの応募企業が、「北側」「南側」「両区域一括」それぞれの公募占用計画を提出することが可能です。その場合、それぞれの公募占用計画がどの区域に該当する提案なのかを明示してください。
747	公募占用指針	第5章(2)	FIT適用開始時期についての照会です。①「北側」②「南側」③「両区域一括」の3種類の公募を同時に行う建付けとなっています。FIT適用開始は、発電機一基ずつではなく、ウインドファーム単位で行うと理解しておりますが、③の両区域一括の応札においては実質上二区域分の公募であることに鑑み、FIT適用対象単位を分割し北側区域・南側区域のいずれか一方の建設工事が終われば（もう一方の区域の建設が途上であっても）当該区域のFIT適用を開始できるとの理解でよろしいでしょうか。	系統の接続契約が、特別高圧（2000kW以上）であることを前提として、系統に係る契約毎にFITの認定を受けることは可能です。
748	公募占用指針	第5章(2)	「⑥公募参加者またはその代理人が1人で2件以上の応募をした場合、その全ての応募」とあるが、秋田県由利本荘市沖（北側・南側）促進区域では、1人が一括提案と南北の片側提案それぞれで合わせて3件の応募をすることが可能と認識している。そのため、但書等で一括提案と片側提案の提出が可能である旨記載すべきではないか。	ご意見を踏まえ本文を修正しました。
749	公募占用指針	第5章(2)	両区域一括提案と合わせて「甲区域」「乙区域」で分けた場合の提案を行う場合、①両区域一括、②甲区域、③乙区域の3つの提案書を提出する必要があり、公募の無効について⑥の記載内容に「両区域一括提案と合わせて「甲区域」「乙区域」で分けた場合の提案を行う場合を除く」を追加していただきたい。	同上
750	公募占用指針	第6章(2)	本事業では「北側」の区域と「南側」の区域が隣接しており、「北側」と「南側」で別事業者が選定された場合、以下の点を考慮して風車を配置する必要がある。 「北側」と「南側」の境界付近での風車配置について制約を設け、本公募占用指針にも明記いただきたい。 1. 隣接区域の風車の影響で発電量が減少する可能性がある 2. 隣接区域の風車により乱流強度が増大し、風車の故障につながる可能性がある	御記載の可能性については認識しておりますが、現時点で制約としては設けません。なお、必要に応じて適切にリスクの特定及び分析を行っていただくようお願いします。

751	公募占用指針	第8章(2)	「地域」「地元」の定義を確認したい。「地域」「地元」とは由利本荘市のみを対象としているのか、隣接自治体も含むのか、それとも秋田県レベル、あるいは東北地方全体を意味するのか。また、その中で案件が立地する由利本荘市の経済波及効果が最も高く評価されることとなるのか。	特に限定的な定義を設けるものではありませんが、地域との共生に関する事項については、地域の代表としての都道府県知事の意見を参考聴取し、これも踏まえて評価を実施することを予定しています。
752	公募占用指針	第8章(5)	「北側」「南側」の両方の片側提案をした場合（すなわち※の場合）であって、同一事業者が双方で最も点数が高いときは、当該1事業者が選定されるということでしょうか（片側提案の双方を一の事業者が落札できるということを確認させていただければと思います。）。	ご指摘のとおりです。誤解のないように修正いたします。
753	公募占用指針	第8章(5)	本公募は「北側」「南側」「両区域一括」の提案が同時に募集されているが、両区域一括の提案が優先的に考慮されるべきだと考えられるが、評価上での考え方を更に詳しく明示頂きたい。	両区域一括の提案であることのみをもって優先的に考慮されるものではありません。
754	公募占用指針	第8章(5)	49 ページのケースにおいて、再公募の場合となった場合、「甲区域」の選定事業者への選定の通知のタイミングは速やかに行うべきではないか。	再公募を速やかに開始し、再公募期間を3ヶ月以内とする趣旨です。（9ヶ月以上お待たせすることは想定していません。）
755	公募占用指針	第8章(5)	一方の区域（以下「甲区域」とする。）の片側提案の点数が最も高く、次に点数の高い提案が両区域一括提案だった場合の3ヶ月以内の再公募手続きに関して、再公募手続きの開始以降のスケジュールはどうなるのか。3ヶ月以内に公募開始となり、公募期間そのものは当初の公募と同じ6ヶ月を期限として、その後、評価に6ヶ月を要することとなるのか。	再公募を速やかに開始し、再公募期間を3ヶ月以内とする趣旨です。
756	公募占用指針	第8章(5)	49 ページのケースにおいて、再公募の場合となった結果、甲区域の片側提案で落札していた事業者が乙区域の再公募でも落札した場合（当該事業者は、当初は一括提案と甲区域の片側提案のみ出しており、乙区域については片側提案を出しておらず、かつ、甲区域の片側提案が一括提案よりも甲区域の選定において高い評価となった場合）、一括提案の内容に事業変更することができるか。	認定された公募占用計画を変更する場合、法第18条に基づき、変更の認定を行うこととします。
757	公募占用指針	第8章(5)	「それぞれ240点満点で相対的に評価」とあるが、それぞれでの最低価格が分子になるという理解で相違ないか。 具体的には、例えば供給価格の評価方法を考えた場合、「北側」に3者、「南側」に4者応募があったとして、「北側」は、北側3社の中で最も低い供給価格を出した者を基準として供給価格の点数が付けられ、「南側」は、南側4社の中で最も低い供給価格を出した者を基準として供給価格の点数が付けられるということか。それとも、7者の中で最も低い供給価格を出した者を基準として、「北側」「南側」の供給価格の点数が付けられるということか。 また、事業実施性に関する評価について、「トップランナーは1者」とされる評価項目が4つあるが、「北側」「南側」「両区域一括提案」それぞれでトップランナーが存在するということか。それとも、「北側」「南側」「両区域一括提案」全体でトップランナーは1者とされるのか。	供給価格及び事業実現性に関する評価は各区域毎ではなく全区域の提案をそれぞれ相対的に評価いたします。その際国内・地域経済への波及効果など規模による補正が必要な事項については、出力規模を考慮して評価します。

758	公募占用指針	第8章(5)	「再公募（3ヶ月以内）を行う」について、再公募の公募開始が、最初の公募占用計画提出締切日から3ヶ月以内に開始されるという趣旨か。また、再公募実施の際の、公募期間（再公募開始から、再公募の占用計画提出締切までの期間）は、何か月となるか。	公募占用計画の評価後、再公募の実施が必要と判断した場合は、再公募を行う対象の区域と再公募の受付期間を発表するとともに、対象となる公募参加者に同旨を通知する。その際の再公募の公募占用計画の受付期間は再公募の実施を発表してから3ヶ月以内の期間内に設定いたします。
759	公募占用指針	第8章(5)	乙区域の再公募の例示について、両区域一括提案を行った事業者のうち、一社でも乙区域の片側提案をしていなかった場合には、必ず再公募になると考えてよいか。	ご理解の通りです。
760	公募占用指針	第8章(5)	一方の区域の片側提案の点数が最も高く、次に点数が高い提案が両区域一括だった場合、もう片方の区域は再公募になった場合の公募結果の公表は両区間の事業者選定後に行くと記載あるが、この場合港の利用計画等は事業者間でその後調整する事となるとの理解で良いか。	ご理解の通り、選定事業者間で港湾利用が重複する場合はまずは当該事業者間で御調整いただくことを考えております。
761	公募占用指針	第8章(5)	上記に関連し、再公募になった場合に公募スケジュールが後ろ倒しとなり、甲/乙ともに工程の変更を余儀なくされる(例えば詳細調査の時期の後ろ倒し等)が、この場合は甲も再度、見直し後の工程を提出する事が可能と理解で良いか。	選定後、選定事業者は公募占用計画に必要な修正を行った上で公募占用計画の認定を受ける事になります。乙区域の再公募に伴い、甲区域の選定事業者の選定期間がずれ込んだ場合には、甲区域の選定事業者が乙区域の再公募による影響を踏まえた合理的な説明が可能な範囲での工程の修正は認められるものと考えています。
762	公募占用指針	第10章(2)	北側（37.3万kW）と南側（35.7万kW）をまとめた全域における接続検討申込について、北側と南側で連系予定地点が異なる場合、それらをどちらか一方の連系予定地点とまとめて接続検討申込を行うことは可能か。	一般送配電事業者にご確認下さい。
763	公募占用指針	第10章(2)	北側（37.3万kW）、南側（35.7万kW）に分けられているが、公募は北側・南側一括に応募も認められている。一方で系統接続検討は1事業者1件とされているが、北側、南側、一括とそれぞれの検討前提条件が異なるため、それぞれでの接続検討申込を行うことは可能か。	可能です。
764	公募占用指針	別添2	由利本荘市が設置する基金へ出捐する等の利益還元について規模として20年間の売電収入の0.5%を目安とするとされているが、この出捐等については税務上全額損金として扱えるような形での基金設置等を要望する	基金設置者にご意見を伝達します。
765	公募占用指針	別添2	「基金への出捐等の規模（総額）については、20年間の売電収入と見込まれる額の0.5%を目安とする」との規定があるが「20年間の売電収入と見込まれる額」がどのように算定されるのか明確化頂きたい。	公募の時点での提案する際、協議会とりまとめや協議会構成員による説明会等で示された協議会の考え方も踏まえながら、各事業者において適切に検討ください。 なお事業者選定後は、出捐に関する詳細については、事業者選定後に開催する協議会構成員との協議の中で調整いただくものと考えております。
766	公募占用指針	別添2	「基金への出捐等の規模（総額）については、20年間の売電収入と見込まれる額の0.5%を目安とする」との規定があるが「20年間」とは調達期間の20年を指していることを明確化頂きたい。	調達期間の20年間を想定しています。

767	公募占用指針	別添 2	<p>「選定事業者は、地域や漁業との共存共栄の理念のもと、今後設置される基金への出捐等を通じて、発電事業で得られた利益を還元することにより、地域や漁業との協調・共生策を講じること」との規定があるが、選定事業者による基金への出捐の支払い期間を明確化頂きたい(月末ごと、四半期末ごと、年度末ごとなど)。なお、公募占用計画上の予想売電収入に基づいた 20 年間の売電収入と見込まれる額の 0.5%を一括で出捐することは、選定事業者の事業収益性を大きく低減するものであり、「発電事業の長期的、安定的かつ効率的な実施」という方針に沿わないため、厳に避けられるべきである。</p>	<p>基金への出捐の時期は、基金の具体的な使途や事業者の事由も踏まえて、事業者選定後に協議会構成員や基金設置者との調整を経て確定するものと考えております。</p>
-----	--------	------	--	---